### 平成27年度第3回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成27年9月25日(金)午後2時30分~3時30分
- 2 場 所 矢巾町公民館2階第3・4研修室
- 3 出席者
  - (構成員) 高橋昌造町長、松尾光則教育委員長、種田勝教育委員長職務代理者、小野寺由美子教育委員、関村昭子教育委員、越秀敏教育長
  - (事務局) 山本良司総務課長、立花常喜学務課長、山本功社会教育課長、佐々木順子学校給食共同調理場次長、野中伸悦総務課長補佐、田村英典学務課長補佐、照井和歌子学務課主査
  - (司 会) 野中伸悦総務課長補佐
- 4 内容
- 司 会(野中補佐)

ただいまから第3回の矢巾町総合教育会議を開催いたします。 はじめに、高橋町長から挨拶をお願いいたします。

〇町長

皆さん、ご苦労さまでございます。

教育委員会の皆さんには、本町の教育行政の執行にご努力いただいておりますことに 感謝申し上げます。

今日は、仮称ではございますが、矢巾町いじめ防止基本条例についての協議ということですので、よろしくお願いします。

総合教育会議は、教育委員の皆様方と町長によって構成される協議調整の場でありまして、特にも本町の教育の方向性や教育の質の向上を図るために進められているものでございます。今日は二つの案件につきまして、協議を進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

また、せっかくの機会でありますので、教育委員の皆様方におかれましては、活発な施策の議論をしていただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

〇 司 会(野中補佐)

それでは、3の協議に入らせていただきます。

ここからの進行につきましては、町長にお願いしたいと思います。

それでは、ただいまお話がございましたが、議長を務めさせていただきたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

早速、次第の3番目の協議の(1)矢巾町いじめ問題対策委員会について協議をさせていただきたいと思います。事務局からの説明を願います。

〇 学務課長

学務課の立花でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日の協議の、矢巾町いじめ問題対策委員会についてでありますが、資料の1頁目を

ご覧いただきたいと思います。こちらの方に、第三者委員会についての資料が載っておりますが、はじめに矢巾町いじめ問題対策委員会通称第三者調査委員会のメンバーについてご報告申し上げます。

委員につきましては、ご遺族と教育委員会が共同で推薦するという形をとりまして、 弁護士2名、精神科医等2名、学識経験者2名、併せて6名で構成しております。

岩手弁護士会からは、吉江暢洋弁護士と須山通治弁護士の2名でございます。

岩手医師会からは、吉田智之岩手医科大学医学部助教、日本児童青年精神科医学会からは、吉田弘和宮城県子ども総合センター医師の2名としてあります。

学識経験者として、岩手大学からは、土屋明広教育学部准教授、日本教育法学会からは、山岸利次宮城大学看護学部准教授の2名を選任しております。

吉江弁護士につきましては、岩手弁護士会子どもの人権委員会に所属されておりまして、刑事裁判等を多く手掛けられている方であります。

須山弁護士は、岩手弁護士会子どもの人権委員会委員長をなされておりまして、いじめ・体罰・校則・懲戒処分などにおける子どもの人権問題などを取り扱っている方であります。

次に、吉田智之助教は、大人を対象とした精神科医でありますが、自殺対策の最前線で活躍されている方であります。

吉田弘和医師は、神経症、心身症などの心の問題をもつお子さんや保護者の方を対象に児童精神科医ということで活躍されている方でございます。

次に、学識経験者でありますが、土谷准教授につきましては、教育行政、教育制度、 法社会学を専門分野としている方であります。

山岸准教授につきましても、西洋教育史、教育学、教育法学を専門分野になさっている方でございます。

なお、名簿の下の方に、イということで調査補助員として3名の名簿を記載しておりますが、こちらの3名につきましては、委員会の指示により、委員会が行う調査を補助し、報告書等の調製をおこなう方々でありまして、事前に岩手弁護士会より推薦をいただき、委員全員の了承を得て、最終的には委員長が推薦し、教育長が委嘱した調査補助員の方々であります。

これまでの活動といたしましては、9月7日午後7時より10時まで、第1回矢巾町いじめ問題対策委員会を開催しておりまして、これまでの経過報告とともに、委員長・副委員長の選出、ご遺族並びに報道機関への対応等について協議が行われております。その結果、委員長には須山弁護士を、副委員長には岩手大学の土屋准教授を、そして報道機関の対応といたしましては吉江弁護士、ご遺族の対応につきましては吉田智之助教が決定されました。

なお、マスコミ対応につきましては、区切りのよい段階のみということにいたしまして、対応する場合につきましては事前に教育委員会から報道機関に連絡するということ にいたしております。

また、9月15日午後5時30分より、須山委員長、土屋副委員長、吉田智之遺族担当が、村松宅、矢巾北中学校を訪問し、第三者委員会が活動を開始する旨ご挨拶を行っております。

さらに、昨日9月24日、第2回矢巾町いじめ問題対策委員会を、午後7時から9時30分まで役場2階2-2会議室において開催しております。第1回目の会議につきましては、教育委員会も出席いたしましたが、第2回目の会議からは、委員だけによる開催となりましたので、その内容につきましては承知していないところでありますけれども、今後、継続的に委員会独自の調査が進められることになっております。

以上で、矢巾町いじめ問題対策委員会についての説明を終わらせていただきます。

# 〇町長

ありがとうございます。

私は、冒頭の挨拶で触れませんでしたが、実は今日の協議事項二つにつきましては、皆さんのお手元の資料1の、設置条例の第3条の任務というところがあります。いわゆる今後の再発防止対策が、今日はこれが大きなテーマとなります。この第3条の第2号には、同種の事態の発生防止に係る提言を行うこととあり、調査委員会からそういう提言をいただくことになります。いずれ再発防止策の検討にあたっての課題というものが本日の議題となりますので、そこのところはよろしくお願いします。

それでは、ただいま第三者調査委員会についての説明が終わりましたが、このことについて、皆さん方からご意見やご提言があればお受けしたいと思います。

どうぞみなさんの方からお願いをいたしたいと思います。

まず、せっかくの機会ですので、松尾委員長の方からお願いいたします。

第三者調査委員会から提言がなされそれを受けて、私たち総合教育会議としてどのような対応をしていかなければならないかということについてお願いします。

# 〇 松尾委員長

いじめ問題対策委員会におかれましては、おそらく学校、保護者、その他関係者などを対象に、かなり綿密な調査をして報告が上がってくると思いますので、総合教育会議としては、それを受けて粛々対応していくということになろうかと思います。

全国のいろいろないじめの問題が出たときに、いろいろな不協和音、例えば首長と教育委員会のところに出ておりましたが、私は、矢巾町の教育委員会と首長部局は、隠し事なくきちんと把握しながら対応されているということで、非常にいい事例になっているのではないかと感じております。いじめ問題対策委員会でいろいろな形で出されたことを、教育委員会と首長部局が同様にきちんと連携しながら対応していくということが、今の流れではなされるのではないかと期待しております。以上でございます。

### 

ありがとうございます。

小野寺委員はどうですか。

### 〇 小野寺委員

第三者調査委員会はまだスタートしたばかりなので、弁護士の先生方とか精神科医の 先生方などもちろん私は存じ上げませんが、公平な目で問題点をしっかりと具体的に出 していただき、今後同じようなことがないようにしてほしいと思います。

今回は命を失うという大変なことになってしまいましたが、その以前からも起こさないように、絶対起きないということはないとは思いますが、命は大事であるということを子どもたちに教えながら、二度とこのようなことにならないように、みんなで共通理

解して今後進めていければいいなあと思います。詳しくはまだわからないので、すみません。

### 〇町長

ありがとうございます。

それでは、種田委員お願いいたします。

### 〇 種田委員

一つ質問させてほしいのですが、昨日開催されましたいじめ問題対策委員会は、委員だけで開催されたということのようですが、その意味合いというか趣旨はどういうことなのでしょうか。

# 〇町長

事務局、立花学務課長。

### 〇 学務課長

今回の事案につきましては、教育委員会も調査対象の一つということになるという可能性もありますので、そういった意味合いで、私たちが委員会の中に入って、いろいろお話を聞くというのはやはりうまくないのではないかという観点で、調査委員会の会議の席には入らないというふうにしております。

なお、会議につきましては、役場の会議室を使ってやっておりますので、何か資料等の提示等の要望があればすぐに対応できるような体制で、会議室の外で待機しているというようなスタンスで取り組んでいるところであります。

# 〇町長

よろしいですか。

### 〇 種田委員

はい。それで要望ですけれども、委員長それから小野寺委員からもお話がありました とおり、今後の再発防止が一番大きな課題になるんだと思います。私としては要点が二 つあるように思います。

一つは、学級経営が十分行えるような担当教諭の支援、これを人的・物的両面からしっかりとやっていく必要があるというような感じがしています。そのために、特にも町長さんあるいは町長部局におかれましては、必要なときには予算の重点的配分そういったことについても十分なご配慮をお願いできればという気がしております。

もう一点は、何と言いましても校内での情報共有に尽きると思います。情報共有そして共有をしたうえでの適切な方法をどのようにとっていくか、そういった仕組み、体制が校内でしっかりと構築できるように、学校に対する教育委員会あるいは町長さん町長部局の十分なご指導あるいはご協力ご支援を厚くお願いするものであります。以上です。

### 〇町長

ありがとうございます。

それでは、関村委員さんお願いします。

### 〇 関村委員

もう既にお話があったように、いじめ再発防止に向けて、教育の根本になるのではないかと思いますが、命の大切さを教えていくことが、小学校から小さいうちからそれが 大切なことだと思います。生まれる前からみんなに期待されて自分が生まれてきて、友 だちもそのようにして生まれてきているということ、そういう指導をしていく教育が必要ではないかと思います。

そのために、性指導あるいは道徳指導という方もおられますし、そういう技術とか資料を得るための先生方の研修を受ける機会とかそういうものが必要であると思います。 併せて、今回は組織の問題が大きく出ましたので、いじめで自殺があった場合、いじめが疑われるということで、今仙台でも全く報道にはなってはいないのですが、公表しないということで話題になっているようですが、いじめを起こさないような情報をみんなで共有してみんなで対応していけるような組織づくりが大切であると思います。

それから、家庭はなかなか難しいと思いますが、家庭の連携とか、地域みんなで子どもたちを見守っていく、あるいは時代に応じた、今ネット等のいじめもあるみたいですので、時代に応じたそういう対策も必要であると思います。研修については、研修会に出すためには予算も関係してくると思いますので、よろしくお願いします。

### 〇町長

ありがとうございます。

各委員さんからお聞きいたしましたが、冒頭申し上げましたとおり総合教育会議は協議調整の場でありますし、何と言いましても、私ども今松尾委員長からも話がありましたが、村松亮君が亡くなった次の日に、総合教育会議を開催したときに、隠蔽しないことと寄り添うことをみんなで申し合わせたそれに則って今まで進めてきたことには間違いがなかったと思っています。また、種田委員からお話があった通り、これからは情報をお互いに共有しながら再発防止のために一緒になって取り組んでもらいたいと思っていますので、これからもそういう形で今後も進めていきたいと思っていますので、各委員のご理解を得たいと思いますが、そういった方向でよろしいですか。

今日はそういったことで、今後の対応、いずれこれから一番大切なのは再発防止策を しっかり講じていくことが私たちに課せられた大きな課題であるということを確認した いと思います。

それでは、その次に進めさせていただいてよろしいですか。

### 

次は、仮称矢巾町いじめ防止条例についてでありますが、このことについては、議会 そして教育委員会もちろん私たち首長部局も一体となって取り組んでいかなければなら ない問題であります。特にも、今度の条例制定の中では、やはり保護者とか町民の皆さ んいわゆる地域の役割と責務などもはっきり示していきたいと思っています。また、こ ういうことが起きたときは、何も隠すことはございませんので、パブリックコメントと かそういったものを通じて町民の皆様と一体となって考える機会ということに考えてい ますので、いじめ防止条例の制定にあたってはパブコメも一緒にやらせていただきたい と思っています。

それから、先ほども申し上げましたが、何と言っても第三者調査委員会のご提言をしっかりと踏まえて、今後、条例の策定をしていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、矢巾町いじめ防止条例、仮称ではありますが、このことについて事務局から説明をお願いいたします。

### 〇 学務課長補佐

それでは、私の方から資料をもとにご説明申し上げます。資料は、A3版の1枚もの、いじめ防止条例の内容比較というもの、それから14頁7枚ものでございます。めくっていただいて、いじめ防止条例の比較ということで、ちょっと細かいので恐縮ですが、こちらをもとにご説明させていただきます。

まずは、戻りまして1枚ものでございます。いじめ防止条例の内容比較といたしまして、全国の自治体におけるいじめ防止条例、制定されているもの14自治体について探し得る部分についてこちらの方に記載させていただいております。

左の方には条文、何条だてになっているかということで条例の条文が入っています。 上段には自治体名ということであります。兵庫県小野市、滋賀県大津市、山形県、千葉 県、滋賀県甲賀市、福岡県春日市、東京都青梅市、東京都北区、長野県、神奈川県海老 名市、あきる野市、大変申し訳ございません、あきるの市の「の」が野原の野、漢字で ございます。東京都でございます。それから福島県会津若松市、東京都、東京都立川市 ということで、探し得た部分の14自治体についてこちらに記載させていただいており ます。

内容はそのとおり、それぞれの自治体によって、条、項目も違いますし、それから定められたものについても理念的なもの、具体的な施策を定めたものなどなどございます。 比較ということでこちらの方をご覧いただきたいと思います。

めくっていただきたいと思います。いじめ防止条例の比較ということで資料4をご覧ください。こちらの方では、それぞれの自治体のいじめ防止条例の比較ということで、 見出しの例、それから自治体名、条文内容を抽出させていただいております。

簡単でございますが、見出しの部分と特筆する部分だけをご説明させていただきます。まず、前文といたしまして、前文というのは条例制定の内容や目的について、自治体として明らかにしたいこと、目的と同じような趣旨ですが、これを目途にやりたいというものをあげますものとして前文ということで定められた自治体ということでこちらの方に記載させていただいております。それぞれの地域の特色に合わせた内容ということで、我々といたしましても、矢巾町のいじめ防止条例を制定する際には、矢巾町独自の考え方なり特色あるものがこちらの方に記載されることになっています。

2番目の目的、これについても前文と重複する部分がございます。いじめ防止対策推進法に基づくものだという記述が必ず記載になるものということでございます。

裏面、2頁目をご覧ください。定義づけということで、こちらについては条例条文に規定されます文言の定義づけということで、それぞれの自治体それぞれのことばということで定義をしております。この中で我々が制定する際に課題になるもの、という考えうるものは、学校等の定義づけということで、この通り大きな市あるいは県においては、高校それから養護学校が含まれているところがございます。それから学校以外の幅を広げているものもございますが、本町といたしましては、町立小中学校とするか、あるいは枠を広げるのかという部分についても、特色なりそこらへんの限定する事項を考えていかなければならないのかなあということでございます。

3頁目に移ります。3頁目では基本理念ということで、条編成に向けた理念、これも 制定の前文に当たるものがかぶるところもございますが、基本理念を掲げている自治体 もあるということで、ここらへんについても検討を要するものと考えているところでございます。

4頁目をご覧ください。4頁目については、いじめの禁止ということで、いじめを絶対やってはいけないということを明らかにするということで条文化しているということで、ここら辺の明記が必要ということになろうかと思います。

6番目の町の責務ということで、町の責任をどこまで規定するかということが、ことばの内容ということになります。その中では、拡大して県の責務、それから協力体制を含むのかという部分も検討を要するということで、この中では県、それから特別区などについては、大きく県の責務それから市町村の責務というふうに定められています。町の責務として、県は協力体制をどうするかといった部分の文言についても必要になっているのかなあと思います。

7番、市町村・学校設置者の役割・責務ということで、学校設置者となると町の責務 ということになるので、ここら辺が前段とかぶるところで、文言の整理が必要かと思う ところであります。

8番目の教育委員会の責務ということで、委員会の責務もどこまで定めるのか文言の 整理も必要かと思います。

5頁目に移ります。9番、学校及び学校の教職員の責務ということで、これについては、こう見ますと各自治体において理念的な言葉で規定されているところもございますし、若干具体的な責務ということで言葉を選んでいるところもありますが、本町としては、例えば具体的な規定を設けるかとか、そこら辺の文言整理も必要かと、後で検討を要すると思います。

それから、10番目、児童生徒の役割ということで、子どもたちがいじめを受けた場合、あるいは見た場合などのマニュアルや責務等の視点も必要かと思っているところでございます。

11番、保護者の役割ということで、保護者としての役割という言葉になっていますが、保護者の責任ですね、ここら辺についても、例えば学校以外の家庭での保護体制などの具体規定なども設けるかということについても検討が必要なことと思います。

6頁目に移ります。12番、町民等の役割ということで、町民として全体としての責任体制あるいは何か見かけたときの連絡とか報告体制などの確立も必要ではないかという部分で、ここについても町として考えていく必要があるということで検討させていただきたいと思っているところです。

それから、13番目、町いじめ防止基本方針ということで、これについては、町においても既存のいじめ防止基本方針はございます。これについては、本条例を制定して、そのもとに再度規定するかどうかという部分の文言整理、それから条例、基本方針の整備も必要になってくるという状況でございます。他の市町自体においてはこの条例の中でうたっている状況でございます。

7頁目をご覧ください。これについても14番目、学校いじめ防止基本方針ということで、各学校のいじめ防止基本方針についても本条例で規定されますので、このもとに 策定それから推進するという形になろうかと思っております。

15番目、いじめの防止及び早期発見ということで、取組について規定が必要かと思

います。

16番目、相談体制の整備ということで、子どもがいじめられた、友だちがいじめられている、あるいは地域でそういったことを見かけたといったことの報告連絡体制、子ども保護者からの相談体制などの確立ということで具体的な規定が必要かと思います。

それから17番目の関係機関等との連携ということで、これについては初期対応の連携ということでございます。関係機関との連携をどのように結ぶかということでございます。

めくっていただきまして8頁目をご覧ください。18番、ネットいじめ対策ということで、今は直接いじめを受ける被害に、インターネット等の電子媒体を介して特定の人の名前で挙げられたいじめ、それから名誉棄損的ないじめもあるということで、そういったインターネット等の電子ツールによるいじめ、掲示板などへの対応ということで、そこの対応についての規定も必要になってきているということでございます。

19番目、研修の実施ということで、こちらについては教職員それから担当職員等のいじめを感知する感度を上げるための研修などの必要性についても規定が必要かということであります。

20番目、広報及び啓発活動、いじめ防止啓発期間ということで、例えば広報紙に載せる、あるいは有線放送にお願いするとか、町のホームページに載せるとか、いろいろな啓発活動についても規定するということで、条例で具体策といってもどこまでいくかどうかはあれですが、やりますよという規定は必要かというふうに思います。

21番目、いじめに対する措置ということで、実際にいじめが発生した場合の措置、初期体制としてどのように対応するかという部分の規定ということでございます。

9頁目に移ります。22番、町いじめ問題対策連絡協議会ということで、町において も立ち上げさせていただいておりますが、既存の連絡協議会は本条例が制定されたおり には、こちらの条例のもと改正整備するという内容のものでございます。

10頁目に移ります。23番、町いじめ問題対策委員会ということで、いわゆる第三者委員会ということで、ここの規定については、いじめ防止対策推進法第28条第1項の教育委員会の附属機関としての第三者委員会ということでございます。重大事態あるいはいじめの事態が発生した際の調査体制、あるいは重大事態に対処するための第三者委員会の規定ということで、対策委員会の規定を条文化するという内容でございます。

11頁に移ります。24番、重大事態への対処ということで、こちらについても教育 委員会の附属機関としての第三者委員会の調査、それから委員会の立ち上げの内容とい うことであります。くどくなりますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項の教育委 員会の調査ということになります。重複いたしますが、文言の整理が必要かと思います。

25番、教育委員会いじめ調査委員会ということで、教育委員会の附属機関としての第三者調査委員会と同じになります。

12頁をご覧ください。26番、首長要するに町長の調査ということで、教育委員会の附属機関の第三者委員会が行いました調査結果については町長に報告することになっています。それに基づいて、更に町長がその内容について精査が必要だという部分の調査をする場合の規定ということになってございます。町長が内容を精査して再度調査したいというときの規定でございます。

27番の首長要するに町長いじめ調査委員会、これについてはいじめ防止対策推進法の第30条の第2項ということで、教育委員会が設置した第三者委員会の結果を受け、さらに調査が必要である、委員会として町長が立ち上げて調査が必要だという部分の情報でございます。さらに町長部局として調査をしなければならないという部分の情報としての内容でございます。

13頁に移ります。28番、大津市関係と書いてございますが、大津市が独自に定めたもので、こういった内容、委員会の組織、事実関係の調査等々について第三者委員会の規定について定めたものであり、参考までにこちらの方に記載させていただいてございます。

それから、29番、財政上の措置ということで、いじめ防止等の推進のために必要な 財政上の措置を取りましょうということの提言でございます。

それから、30番、個人情報に対する取扱い、守秘義務の文言ということでございます。

31番、町立学校以外の学校への協力要請ということで、さきほど前段にございましたが、この枠を町立小中学校のみとするか、あるいは広げるか、それからそれ以外の学校は協力体制という言葉でまとめるかという部分の方向性ということでここの条文も変わってくるという内容でございます。

14頁をご覧ください。32番、学校評価における留意事項ということで、いじめの防止等の取組について、学校評価を行う学校関係者にも知らせる必要があるということでございます。

33番は条例の委任事項の規定、34番は附則ということでございます。

町の独自のいじめ防止条例の策定する際の文言の整理、独自色をどこまで生かせるか という部分の施策の検討ということで、他市町村の自治体の例ということでご説明申し 上げました。以上でございます。

### 

ありがとうございます。

この資料は各委員さん方に事前に配布しておりましたか(事務局より配布していない旨の回答あり)。これからは、前もって事前配布をお願いします。事務局だけがわかっていても各委員さん方がわからないのでは質疑のやりとりも深まりませんので、よろしくお願いします。

今事務局の方からは、条例の見出しを中心に条文等の説明がありました。各委員の皆さんには事前配布がなされていないということで申し訳ありませんが、今の説明の中で、皆さん方の方から条例に対する何か皆さんの思いがあればお聞かせ願います。項目は多岐にわたっておりますが、よろしくお願いします。

まず、種田委員さんからお願いします。

### 〇 種田委員

詳細は今後検討されると思いますが、今日の資料は参考事例というような意味だと思いますが、そういう前提でお聞きしたいが、例えば4頁から5頁あたりなんですが、いるんな機関団体の責務が順不同で書いてあるのかなあと思いますが、この資料ですと、4頁の町の責務から始まって、次の頁の学校・教職員の責務というふうに並んであるん

ですが、私の感じでは、まず現場である学校あるいは教職員の責務ということが第一義的に最初にくるのではないかなと、まあ順番の話をするのはちょっとおかしいかもしれませんが、事案事例も学校現場で起きるわけですから、まず学校の対応というのが根本にあるのではないかというふうに思うのです。その後の、町あるいは市町村、教育委員会このあたりの並びも、全体の責務のとらえ方考え方をどうするのか、それにもよると思うのですが、ざっと見た限りではそういう感じがいたしました。

それから内容ではないんですが、もう一点だけ、策定の時期はだいたい想定はされていると思いますが、第三者委員会の調査終了後の策定であると、法令上もそのようにな並びになっているのかとは思いますが、それから他の事例でも第三者委員会の調査終了後の条例制定になっているんだろうとは思いますが、思い切って調査終了前の段階であっても、町あげて防止に取り組むという姿勢を打ち出す意味でも、終了以前の作成ということもあり得るのかなという感じがするんですが、もしそれが可能であればの話ですが、調査が終了した後に改正ということでも手立てが済むのかなあというように思うんですが、これは調査委員会との関係もあるとは思いますから、特にこだわるものではありませんが、要望としてそのようなことをお話ししておきたいというふうに思います。

# 〇町長

ありがとうございました。

ただいま、種田委員からのご要望でございますが、一つは、今度のいじめの身近なところからそういった並びにしていってはどうなのかといことでした。例えば、書く順番を町の責務からではなく、今ご指摘のあった学校及び教職員の責務からということについて、今ご指摘のとおりだと思いますが、後から事務局の考えも聞きたいと思います。

それから、第三者調査委員会の結果なりご提言が出る前に取り組むことも一つの方法ではないかというご指摘も今ありました。事務局から、今の段階でお答えできるのであれば、ご要望でございますのでご要望として受け止めたいと言えばその一言になってしまいますが、事務局の思いもあると思いますので、これは教育長お願いします。

#### 教育長

責務という形で書いているのは、条例なので公的機関は責務ですが、町民とか保護者は役割という形で書かれていますが、それも責務の一つだろうと思います。その並べ方につきましては、もちろん起きているのが学校であることは間違いないんですが、学校をトップにもってくることは、学校が悪いということを名指しするようなもので、これは明らかに学校がトップに来れば、学校よしっかりしろ、みんなでバックアップしますよということだと思います。やはりどこの条例を見ましても、まず大きな機関から、上意下達ではないんですが、そういうような形での並べ具合が多いのではないかと思います。そのへんの並べ方につきましては、今後検討はいたしますが、学校をトップにもってくると学校は萎縮するだろうと、学校にいた者としてそういう気がします。ただし、検討させてください。

もう一つの、第三者調査委員会の調査の前ということで、実は昨日、須山委員長さんと条例についてのお話を少しだけしました。教育委員会で作ることはその通りだと思いますが、それを作ることが、たぶん教育委員会とかそういうのも調査対象となりますので、その時の足かせにならないのかなどうかなということと、もう一つは、ここの中に

町独自の何かがほしいんですよね、そうじゃないといじめ防止基本方針とほぼ似たような形になります。違うのは何かというと、町民とか保護者とか、そういう全体で考えようというシステムと、そういうようなものも含みましょうというところは違いますが、さらに、例えば学校のことではありますが、教育委員会の中に相談の窓口を設けましょうとか、学校直ではなく教育委員会でも取り組みましょうとか、様々な独自な形は考えられると思うんですが、そういうようなことを考えるとき、第三者委員会の動きや提言も見させていただきたいなあというところもございまして、ただし、ご提案にもありましたとおり改正という方法もあるのではないかということでございますので、そのへんにつきましては、もう少し検討させていただきたいと思います。

# 〇町長

それでは、次に関村委員さんお願いします。

### 〇 関村委員

種田委員からお話が合ったように、なるほど、第三者委員会の調査結果が出る前にこういうのを作るのも一つの方法なのかなと先ほど思いました。また、教育長が言った通り、提言が出れば、それを参考にするのも一つの方法かなあと悩んだりしました。やはり、いじめ防止条例の内容比較を見て、順番を見ていくと市が先に来て、学校となっているんですが、学校だけの責任ではないんじゃないかと思ったりもして、私も教育現場に前おりましたので、少しはそう思ったりもしています。

# 〇町長

ありがとうございます。

今、学校現場だけじゃない、社会福祉施設などでのいじめも問題になっております。 今回は、ここを学校現場だけに特化するのか、これはいろいろ議会とかとの議論もある と思いますので、今日はここで結論を出せることではないと思いますので、ご理解をい ただきたいと思います。

次に、小野寺委員お願いします。

### 〇 小野寺委員

まず、先ほど教育長が言ったように、第三者委員会からの提言があると思うので、やはりその後何度も何度も作ってすぐに変更とか改訂とかいうわけにはいかないと思うので、ある程度の検討材料が出そろってからの方がいいのかなと思いました。

今後のお願いとしては、全部詳しく見たわけではないのですが、大まかに言っている 柱はどこでもだいたい同じことで、でも、やはり役割、生徒に対する役割、家庭とか地 域の役割もあるので、今後全戸配布あるいはどういう形で全体に知らしめるのかなあと 思いました。提示した時に、もっと具体的に子どもたちが直接わかるように、全部では なく抜粋しないと子どもたちは多いというだけで見ないと思うので、抜粋して具体的に こういう条例ができましたよとか、こういう内容ですよと、子どもたちにわかるような 何か具体的な、ポスターとは言わないんですが何かわかるもの、目に見えてわかるもの とかがあればと思います。

また、今後、矢巾町独自の相談窓口とか、確かにお家の方に言えない、私も若干なりともいじめられたことがあるのでわかりますが、家の人にも言えなくて先生にも言えなくて友達にも言えない、今回は先生に訴えていたのはすごく異例のことだなあと正直思

いました。だから、その具体的に困っていることを相談したりするのは具体的にどこか、 あるいは多岐にわたって相談できる窓口があればいいと思います。 ただし、それは今後 共有しなければ意味がないことなので、これを作ったうえで、その後今後どうするのか、 先につなげてほしいと思います。

### 〇町長

ありがとうございます。

今後条例を制定する際、先ほど申し上げた通り、作る場合にはホームページとか何かで皆さんにお知らしますし、パブリックコメントも当然させていただきます。それから制定後は、町の広報紙なり議会の広報紙も出しているのでそれによりお知らせします。

また、今回のやはり一番大きな問題は、せっかく学校いじめ防止基本方針を定めていたのに、それが機能しなかったということが一番大きな問題です。やはり魂を入れなければいくらいいものを作ってもだめであり、これは小野寺委員のご指摘のとおりでございます。同じ轍を踏まないようにしっかりと取り組んでいきたいなあと思っております。

それから今もう一つ素晴らしいご指摘がありましたが、やはり相談しやすい環境づくり、そういった相談体制の整備、だれしも相談できる体制、そういった整備をするために、私たちの目線ではなく、児童生徒の目線に立った相談体制、整備を、教育委員会と学校現場が一緒になって、どういう形であれば一番児童生徒が相談しやすいのか、相談しやすい体制なのか、現場でしっかりやっていただきたいと思っています。

それでは、最後に松尾委員長お願いします。

## 〇 松尾委員長

まず私が考えを述べる前に、事務局の方にお聞きしたいのですが、いじめ防止条例の制定の先進市町村の例がかなり記載されていますが、膨大な資料で中身を把握するには時間が必要かもしれませんが、ここに網羅されたものは全て町のいじめ防止条例の中に取り込むということですか。それとも、矢巾町の実態に合ったような条例を制定していくということですか。

### 〇町長

事務局、立花学務課長。

### 〇 学務課長

ここに列記した内容につきましては、今後矢巾町のいじめ防止条例を作る上での参考にということで集めた内容でございますので、これらをすべて入れるということではなくて、先ほど教育長も述べましたが、こういったものを取り込みながら、やはり矢巾町独自の色も出しながら今後考えていくというための一つの資料ということで提示させていただいたものですので、全てということではございません。

### 〇町長

たたき台ということでご理解願います。

### 〇 松尾委員長

わかりました。

私の方から、いじめ防止条例についての私なりの考え方を話したいと思います。 実はいじめ問題というのは、本当に小さな子どもがとんでもないいじめを受けて、若くして命を絶つという本当に悲しい出来事が全国各地で起きております。このいじめの 問題は、学校だけかというと、決してそうではないんです。社会全体の中で非常に起きている。今回のこのいじめが出たたときに、ネット上はものすごい爆発をしました。まったく関係ない子どもの名前が出たり、写真が出たり、親まで引っ張り出されていました。そのいじめに対するいろいろな問題を指摘しながら、実はいじめに加担しているのが親たちなんです。根本的にこれを治さない限りは、学校、学校と言ったって、学校だけではとても大変なことなんです。会社でもそうです。地域でもそうなんです。私、何年前ですかね、3年前か4年前に、ある紫波郡の集まりの中で、いじめについての講演を依頼されました。その時も、私はこのことを話したんです。そして、地域の、隣の家の悪口とかそういうものを全部子どもの前でバンバンやっちゃうんですよ。それを聞いた子どもは、それで標的になった家の子どもにみんな仲間同志で向かってやっていくという、こういうことが多いんです。

今回のネット上の問題でも、だいたいは、申し訳ないんですが、お母さんたちの方が多いです。おそらくこの中で2チャンネルを見た方はかなりおられると思います。第三者みたいな顔をして入ってくる、そして噂を聞いて噂で、そしてそれでいじめる。加担していない子どもまでが全部ネット上で炎上しているわけです。これがすでにいじめなんですよ。それで、なぜ私がここを力説するかというと、防止条例ができるということは、資料の中を見ますと、町民はじめ地域でもお互いにいじめというものを共有しながら、町としてみんなで小さな子どもたちを守っていくという、素晴らしいことなんです。ですから、この条例に対しては私は大賛成です。ただし、先ほど言ったように、条例ですから、役所が作る法的なものという感じですから、小野寺委員が言ったように、概要版を作って、わかりやすく、そういうのもあわせて、町民もあるいは企業もみんなで、保護者も含め、それを熟知しながらお互いに手を携えながら、未来ある子どもたちを守っていきましょうというのであれば大賛成です。

今日、傍聴者の方もかなり多いようですし、議員の方もかなり多いようですが、是非議員の皆様も積極的にこの条例づくりに後押しをして、町民全体でこれを、二度と起こらないというような雰囲気にもっていっていただければ、私はこの条例案はいい形になるのではないかなというふうに思っています。

# 〇町長

ありがとうございます。

それでは、(2)の矢巾町いじめ防止基本条例、仮称ではございますが、このことについて、各委員の方からまた言い足らないところとかございませんか。よろしいですか。 それでは、(3)のその他に入りますが、事務局の方からその他何かありますか。

○ 立花学務課長こちらの方からはありません。

〇 町 長

委員各位の方から何かありますか。 松尾委員長どうぞ。

## 〇 松尾委員長

これは町長さんにお願いです。第三者調査委員会がいろいろ結論を出してくると思いますが、是非、町・教育委員会を含めて賢明なる対応をしていただければと思います。

後退するのではなく、前向きな対応をしていただきたいというお願いでございます。

## 〇町長

かしこまりました。

それでは、今日は協議として、(1)矢巾町いじめ問題対策委員会、(2)矢巾町いじめ防止基本条例について話し合いましたが、今日は申し上げた通り、再発防止これが総合教育会議の大きな協議事項でございましたが、締めくくりで越教育長の方からこのことについてコメントをもらえればと思います。

### ○ 教育長

最初に、再発防止の前に、第三者委員会のことについてですが、第三者委員会が立ち上がるまでには二か月を要したわけですが、この間、町長さんに前面に立っていただいて、そして総務課長さんも加わっていただいて、学務課長と教育委員会で第三者委員会の立ち上げをしてきたわけですが、まさにこの総合教育会議のメンバーで協力していただいて、他の所では10か月くらいかかっているところ、2か月でも町長さんには遅いと言われているんですが、2か月で立ち上げることができたのは、この総合教育会議の力ではないかなあと思っております。これから10月8日に第3回目が開かれる予定ですが、これからいろいろな調査がどんどん行われるのではないかと思います。

いじめの再発防止ということですが、いじめ防止基本方針では、いじめの定義に基づく認定、いじめに対する情報共有と組織としての対応、いじめ対策委員会の実効性のある活動などに課題があるとされております。

これらを踏まえ、再発防止策として、校長会議を通じて様々検討を重ね、次の三点に ついて対応をお願いしているところであります。

一点目は、いじめの認知についてであります。いじめにつきましては、児童生徒からのいじめの訴えについてはすべて「いじめ」であるととらえ対応すること、いじめの被害となった当該児童生徒が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものはいじめとして対応すること、いじめに関する情報はささいなものであっても情報を得た教職員等が個人で判断せずに、すべて校長またはいじめ対策組織に情報が集約され、校長またはいじめ対策組織のもとで組織的対応がなされるようにすることを中心に取り組んでほしいというお願いをしております。

二点目は、10月1日より、生徒指導個別カードの作成に取り組んでまいります。このカードは、二度といじめによる犠牲者をださないために、児童生徒のいじめ等の生徒指導に関する情報を生徒指導個別カードに記述することにより、生徒指導の可視化を図るものであります。記入される内容としては、いじめの疑い・おそれ、非行、友人とのいさかいを含む児童生徒の気になる様子、家庭環境などの変化、虐待の疑い、特別な支援の必要性などを想定しているところであります。このことにより、情報の共有化や組織としての対応に踏み出すことができるものと考えています。

三点目は、校内にある、各学校で名称は異なりますが、いわゆるいじめ対策委員会のメンバーのうち数名をいじめ担当と位置付け、各学級担任並びに児童生徒及び保護者からの相談窓口とすることであります。また、これらの相談窓口について周知を図るため、校報等で、学校のいじめ相談窓口となる教員、教育相談窓口となる教員、あるいはいじめを含む教育相談窓口となる教員の周知、その他町内・県内・全国の電話による窓口の

周知を、遅くとも10月中には保護者及び児童生徒向けに行う予定であります。

以上三点について現時点では取り組んでまいりたいと思っていますが、さらに様々な 方々からご意見をお聞きしながら、生徒が亡くなったということが第一ですので、本当 にそういうことがないように取り組んでまいりたいというところでございます。以上で ございます。

## 〇町長

委員各位は、よろしいですか。 今の越教育長のコメントに対して何かあればですが、よろしいですか。 事務局もよろしいですか。

# 〇町長

今日は、第3回目の総合教育会議ということで、先ほど冒頭に申しあげたとおり、いじめの再発防止対策、このことについて今後の取組について委員各位と協議させていただきました。

次の総合教育会議には、教育の振興に関する総合的な施策の体系について、委員各位とお話し合いをさせていただきたいなと考えております。これは、今進めております町の総合計画との整合性もあるわけでございますので、いずれ、冒頭申し上げましたようにとおり、今後の本町の教育の方向性、または本町の教育の質の向上、このことをしっかり目指していくために、特に最近では学力テストの結果も出ておりますが、こういったことに今後しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、施策の大綱について次回は会議に諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日は皆様方には慎重なご協議をいただき誠にありがとうございました。 それでは、以上で第3回総合教育会議を閉じさせていただきます。